

## 人権教育資料の分析的研究 2 —人権課題に関わる指導例示の特色と傾向—

梅 野 正 信\*

(平成24年9月28日受付；平成24年10月30日受理)

### 要 旨

本論文では、教育委員会の刊行による人権教育関係指導資料等（人権教育資料）に例示された指導モデル（指導例示）のうち、日本の人権課題に関する指導例示の特色と傾向を考察している。人権教育資料には、日本政府が公認した人権課題に関する具体的な指導モデルが数多く掲載され、虐待、DV、ネット上の人権侵害、外国人の人権をめぐる問題状況等の課題、さらには、東日本大震災の被害者をめぐる人権問題など、最新の課題に関わる指導例示もみられる。教育委員会による数多くの人権教育資料は、日本の人権教育において、内容面の指導に関わり、重要な役割を果たしているといえる。

### KEY WORDS

人権教育 人権課題 教師用指導資料

### 1. はじめに

本稿は、都道府県及び政令指定都市の教育委員会から提供をうけたほか、各教育委員会の公式サイト上に提供された人権教育関係指導資料等（以下「人権教育資料」）に掲載された指導モデル（以下「指導例示」）のうち、各教育委員会等において例示された、「個別的な人権課題」（「第三次とりまとめ」（2008年））を学習内容とする指導例示を整理し、特色と傾向を考察する。

表1 人権教育指導資料・教材資料の提供を受けた教育委員会

札幌市<sup>1</sup>、青森県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、さいたま市、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、名古屋市、岐阜県、富山県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、滋賀県、京都府、京都市、奈良県、大阪府、兵庫県、神戸市、岡山県、広島県、鳥取県、香川県、高知県、愛媛県（人権教育課）、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県<sup>2</sup>、熊本市、宮崎県、鹿児島県。

### 2. 人権教育における人権課題の取り扱いに関する経緯

人権課題に関する教育については、「人権教育のための国連10年行動計画」（1994年）において、人権教育の対象として、「女性、子供、高齢者、少数者、難民、先住民、極貧の人々、HIV感染者あるいはエイズ患者、並びに他の社会的弱者の人権（23）」があげられている。また、「世界計画」（2004年）においては、人権教育が、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的若しくは社会的出自、財産、出生又は他の地位」による差別を否定する教育を含むものであると説明され、同「第1フェーズ（2005－2007）行動計画」には、人権教育において留意されるべき教育活動として「差異の尊重及び認識、人種、性別、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的及び社会的出自、身体的及び精神的状態、並びにその他に基づく差別への反対」「慢性的及び新種の人権問題（貧困、暴力紛争、差別を含む）」「農村開発、ヘルスケア、コミュニティ参加、HIV/AIDS、環境、伝統的かつ固有の知識、及び人間の価値と人権のような、より広範な倫理的課題といった重要な問題」への関与が求められている。しかしこれらの文書では、必ずしも人権教育の学習内容として、世界に共通する人権上の諸課題が示されているわけではない。具体的には、当該国において、当該国の実情をふまえ、政府等公的機関において、人権教育上の課題として独自に位置づけられる課題を確認する必要がある。

\*学校教育学系

日本政府は、人権擁護推進審議会答申（1999年）において、「人権に関する教育・啓発を推進し、人権尊重の理念に関する国民相互の理解が深まることによって、解消に向かうと考えられる」人権問題として、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者やハンセン病の患者及び元患者」「刑を終えて出所した人」<sup>3</sup>が示されたことを受け、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（1997年）でこれを政府として確認した。その後、「人権教育・啓発に関する基本計画」（閣議決定2002年）において、日本政府として、あらためて国の「重要課題」と位置づけ、「普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる」と述べた上で、①「女性」②「子ども」③「高齢者」④「障害者」⑤「同和問題」⑥「アイヌの人々」⑦外国人⑧「HIV感染者等・ハンセン病患者・元患者等」⑨「刑を終えて出所した人」⑩「犯罪被害者等」⑪「インターネットによる人権侵害」⑫「北朝鮮当局による拉致問題等」<sup>6</sup>などの、日本における人権及び人権教育上の課題を明示した<sup>7</sup>。

学校教育における人権課題の取り扱いに関しては、文部科学省に設置された「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」（2003年）が、「人権教育の指導方法等の在り方について」の「第一次とりまとめ」（2004年）、「第二次とりまとめ」（2006年）、「第三次とりまとめ 指導等の在り方編」（2008年）、「第三次とりまとめ 実践編」（2008年）を公表し、人権教育では、「人権一般の普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチ」があいまって「人権尊重についての理解が深まっていく」こと、「子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくこと」、「教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくこと」の重要性を指摘した。また、文部科学省は、公式サイト上に人権教育のページを設定（初等中等教育局児童生徒課2012年）し、前述した人権課題の区分をもって参考資料<sup>8</sup>を掲示するとともに、「その他」として、「性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）を理由とする偏見・差別」「ホームレスの人権」「性同一性障害者の人権」「人身取引（トラフィッキング）」等の課題をあげている。（「性的指向」以外は「人権教育白書」（法務省・文部科学省）<sup>9</sup>に同趣旨をもって示された課題である。平成24年版においては上記に「東日本大震災に伴う人権啓発」が加わった。）

### 3. 教育委員会による人権教育指導資料に掲載された「人権課題」に関わる学習例示の特色と傾向

#### 3.1 指導例示の範囲

本稿では、下記の限定を加えて、「人権課題」の学習を内容とする指導事例を整理し考察する。

第一に、梅野正信（2012年）で行った「協力的」「参加的」「体験的」な学習を組み入れた指導例示の整理をふまつつも、「人権課題」の学習については、同和問題に関わる学習をはじめ、各教育委員会の長年にわたる継続的取組を考慮して、およそ10年間に発行された資料を対象とした。第二に、「男女共同参画」「DV」「いじめ」「虐待」など実質的には人権に関わる教育・啓発資料でありながらも、人権教育資料として発行されていないものは取り上げていない。また第三に、教育委員会が無料で配布する資料に限定しているため、たとえば新潟県で継続的に刊行され活用されている『生きる』<sup>10</sup>をはじめ優れた人権教育資料も、本稿の検討対象とはしていない。第四に、人権教育資料に例示された学習活動（プラン）を検討対象としたため、学校名をあげての実践記録や実戦事例は検討対象としていない。第五に、幼稚園・保育所、小中高校、特別支援学校の取り組みに対象を限定しているため、社会教育・生涯学習用の指導資料を検討対象としていない。

以上、本稿は国内全ての人権教育資料を対象とはしておらず、限界のある検討の試みである。しかし、昨年度の研究、梅野（2008年）と同様、人権課題にかかわる指導例示を分類し、全体の傾向や特色を概観する先行研究が皆無に等しいことから、少なからぬ意味をもつものと考えている。

表2は、前述の諸点を条件として、過去10年間に発行された主要な人権教育資料から、人権課題の学習として明確に位置づけられた指導例示を抽出・整理したものである。第一列から右に都道府県・市教育委員会を自治体名で示し、複数の資料集にはABCを付して区別して資料集名と発行年を示している。更に右側の列には、①女性②子ども③高齢者④障害者⑤同和問題⑥アイヌの人々⑦外国人⑧HIV感染者等・ハンセン病患者・元患者等⑨刑を終えて出所した人⑩犯罪被害者等⑪インターネットによる人権侵害⑫北朝鮮当局による拉致問題等⑬その他、に分けて掲載された指導例示の数を示している。

| 教育委員会             |   | 資料名                                           |      | ①女性 | ②子ども | ③高齢者 | ④障害者 | ⑤同和問題 | ⑥アイヌの人々 | ⑦外国人 | ⑧患者・元患者等 | ⑨出所した人 | ⑩犯罪被害者等 | ⑪ネット | ⑫拉致問題 | ⑬その他 |
|-------------------|---|-----------------------------------------------|------|-----|------|------|------|-------|---------|------|----------|--------|---------|------|-------|------|
| 群馬県               | A | 「中学生・高校生用学習教材『共に生きる』活用事例集」                    | 2006 |     | 1    |      |      |       |         |      | 1        |        |         |      |       |      |
|                   | B | 「人権教育中学生・高校生用学習教材『共に生きる』学習指導案集」               | 2008 | 1   | 1    | 1    | 1    | 1     |         | 1    | 2        |        | 1       | 1    |       |      |
| 栃木県               |   | 「人権教育指導資料」                                    | 2003 |     | 2    | 1    | 7    | 2     |         |      |          |        |         |      |       | 1    |
| 埼玉県               | A | 「人権教育学習指導事例集」                                 | 2004 | 2   | 1    | 2    | 2    | 1     | 2       | 2    | 2        |        |         |      |       |      |
|                   | B | 「人権教育資料「指導実践の手引」〈教師用〉」                        | 2006 | 1   |      | 1    | 3    | 2     |         | 1    | 1        |        |         |      |       |      |
|                   | C | 「人権感覚育成プログラム（学校教育編）」                          | 2008 | 2   | 1    |      | 2    |       |         |      |          |        |         |      |       |      |
|                   | D | 「男女平等教育の推進に向けて」                               | 2008 | 13  |      |      |      |       |         |      |          |        |         |      |       |      |
|                   | E | 「人権教育指導の手引き～アニメ「めぐみ」の活用について」                  | 2009 |     |      |      |      |       |         |      |          |        |         |      |       | 3    |
|                   | F | 「人権教育資料－指導実践の手引－」                             | 2010 | 1   | 1    | 1    | 1    | 2     |         | 1    |          |        |         | 1    | 1     |      |
| 東京都               | A | 「人権プログラム（学校教育編）」                              | 2008 | 1   | 1    | 1    | 1    | 1     | 1       | 1    | 1        |        | 1       |      |       |      |
|                   | B | 同                                             | 2009 | 1   | 2    | 2    | 1    | 1     | 1       | 1    | 1        |        | 1       |      |       | 1    |
|                   | C | 同                                             | 2010 | 1   | 1    | 3    | 1    | 1     | 3       | 1    | 1        |        | 1       |      |       | 1    |
|                   | D | 同                                             | 2011 | 1   | 1    | 1    | 1    | 1     | 1       | 1    | 1        |        | 1       |      | 1     |      |
|                   | E | 同                                             | 2012 | 1   | 1    | 1    | 1    | 1     | 1       | 1    | 1        |        | 1       | 1    |       | 2    |
| 神奈川県              |   | 「人権・同和教育実践事例集第10集（小中学校編）」                     | 2005 | 1   | 1    |      |      | 2     |         |      |          |        |         |      |       |      |
| 静岡県               | A | 「人権・同和教育の手引き 参加型学習の実践 HUMAN RIGHTS」           | 2005 |     | 1    |      | 1    |       |         |      |          |        |         |      |       |      |
|                   | B | 「静岡県人権教育の手引き すぐに活用できる参加型学習」                   | 2009 |     |      |      | 1    |       |         | 1    |          |        |         | 1    |       |      |
| 岐阜県               | A | 「人権同和教育指導資料45」                                | 2008 |     |      | 1    |      |       |         | 1    |          |        |         | 1    |       |      |
|                   | B | 同 46                                          | 2009 |     |      |      | 1    |       |         | 1    | 1        |        |         |      |       |      |
| 長野県 <sup>11</sup> |   | 「同和問題学習展開案」                                   | 2009 |     |      |      |      | 7     |         |      |          |        |         |      |       |      |
| 三重県               |   | 「わたしがやく 豊かな出会いのなかで教職員用活用資料集」                  | 2006 | 1   | 2    | 1    | 1    | 3     | 1       | 2    | 2        |        |         | 1    |       |      |
| 和歌山県              | A | 「人権教育学習教材・資料集 豊かなつながりをもとめて」                   | 2002 | 3   | 2    | 1    | 2    | 3     | 1       | 3    |          |        |         |      |       | 0    |
|                   | B | 「対話ですすめる人権学習」                                 | 2006 |     |      |      | 1    |       |         |      |          |        |         |      |       |      |
| 滋賀県               | A | 「人権学習プログラム第1集」                                | 2004 |     |      | 1    | 3    | 2     | 1       | 3    |          |        |         |      |       | 1    |
|                   | B | 同 第2集                                         | 2005 |     | 1    | 1    | 2    |       |         | 2    |          |        |         |      |       |      |
|                   | C | 同 第3集                                         | 2006 |     |      | 1    | 3    |       | 1       | 1    |          |        |         |      |       |      |
|                   | D | 同 第4集                                         | 2009 |     | 2    |      |      | 2     |         | 2    | 1        |        |         | 1    |       |      |
| 京都府               | A | 「人権学習資料集〈小学校編Ⅰ〉指導の手引き」                        | 2006 | 1   | 1    | 2    | 1    |       |         | 1    |          |        |         |      |       |      |
|                   | B | 同 中学校編                                        | 2009 | 1   | 2    | 1    | 1    | 2     |         | 2    | 1        |        |         | 2    |       |      |
|                   | C | 「人権学習資料集〈高等学校編〉」                              | 2010 | 1   | 1    | 1    | 1    | 2     |         | 2    | 2        |        |         | 1    |       |      |
| 京都市               | D | 「人権に対する認識を育てる指導」                              | 2005 |     |      |      |      |       |         |      |          |        |         | 1    |       | 1    |
| 奈良県               |   | 「人権教育指導資料集～個別的な視点からのアプローチ（子どもの人権）～」           | 2006 |     | 4    |      |      |       |         |      |          |        |         |      |       |      |
| 大阪府 <sup>12</sup> |   | 「OSAKA人権教育ABC」                                | 2007 |     |      |      |      | 2     |         |      |          |        |         |      |       |      |
| 兵庫県               |   | 人権教育指導プログラム                                   | 2006 |     |      | 2    | 2    | 3     |         | 1    |          |        |         |      |       |      |
| 岡山県 <sup>13</sup> | A | 「人権教育指導資料Ⅳ 人権学習ワークシート集上」                      | 2008 |     | 3    |      |      |       |         | 4    | 3        |        | 1       | 3    |       |      |
|                   | B | 同上「下」                                         | 2009 | 2   |      | 2    | 3    | 2     | 1       |      |          | 1      |         | 1    |       | 1    |
|                   | C | 「人権教育実践事例集・環境づくり編」                            | 2010 |     |      |      |      |       |         |      | 1        |        |         |      |       |      |
| 鳥取県               | A | 同上「小学校編」                                      | 2004 | 10  | 1    |      |      |       |         |      |          |        |         |      |       |      |
|                   | B | 「男女共同参画の視点にたった人権教育学習事例集 とともにかがやく ー中学校・高等学校編ー」 | 2005 | 8   |      |      |      |       |         |      |          |        |         |      |       |      |

|                    |   |                                                    |      |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|--------------------|---|----------------------------------------------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|----|----|----|---|---|--|
| 高知県 <sup>14</sup>  | A | 『人権教育資料1 (同和問題)』                                   | 2003 |    |    |    |    |    | 22 |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | B | 『虹の架け橋－人権課題別の学習活動集－』                               | 2003 | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    | 1  | 1 |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | C | 同 2 (障害者と人権)                                       | 2005 |    |    |    |    | 17 |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | D | 同 3 (女性と人権)                                        | 2005 | 12 |    |    |    |    |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | E | 同 4 (子どもと人権)                                       | 2006 |    |    | 9  |    |    |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | F | 同 5 (高齢者と人権)                                       | 2006 |    |    |    | 8  |    |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 香川県                | A | 『人権・同和教育指導資料 参加体験型学習資料 小学校編』                       | 2007 |    |    |    | 2  | 2  |    |    |    | 1 |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | B | 同 中学校編                                             | 2008 |    | 1  |    |    | 3  | 2  |    | 1  | 1 |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | C | 同 高等学校編                                            | 2009 | 1  | 2  | 1  | 1  | 1  |    |    | 2  | 1 |   |    |    | 1  |   |   |  |
| 愛媛県 <sup>15</sup>  | A | 『いじめ問題の解決に向けて』                                     | 2008 |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |    |    | 3  |   |   |  |
|                    | B | 『拉致問題の解決に向けて』                                      |      |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |    |    |    | 3 |   |  |
| 福岡県                | A | 『人権教育指導者用手引き』                                      | 2009 |    |    |    |    | 2  |    |    |    | 1 |   |    |    | 13 |   |   |  |
|                    | B | 『人権教育は今 vol2第8号』                                   | 2009 |    |    |    |    | 2  |    |    |    | 1 |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | C | 『人権教育は今 vol2第10号』                                  | 2010 |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |    |    | 1  |   |   |  |
| 大分県 <sup>16</sup>  | A | 『人権教育指導資料 (子どもをめぐる問題) (高齢者をめぐる問題)』                 | 2004 |    | 5  | 8  |    |    |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | B | 『人権教育指導資料 (外国人等をめぐる問題) (医療をめぐる問題) (さまざまな人権をめぐる問題)』 | 2004 |    |    |    |    |    |    | 1  | 7  | 6 |   |    |    | 2  |   |   |  |
| 佐賀県 <sup>17</sup>  | A | 『人権同和教育資料第35集』                                     | 2005 |    |    |    |    | 5  |    |    |    | 2 |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | B | 同 第36集                                             | 2006 | 1  | 2  |    |    | 2  | 3  |    |    | 1 |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | C | 同 第39集                                             | 2009 |    | 1  |    |    | 2  | 3  |    |    |   |   |    |    | 1  |   |   |  |
|                    | D | 同 第40集                                             | 2010 |    |    |    |    | 6  |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 長崎県                | A | 『やってみようよ じんけん (ワークショップ編)』                          | 2004 |    |    |    | 1  | 1  | 1  | 2  | 1  |   |   | 1  |    |    |   |   |  |
|                    | B | 同 その他の手法編                                          | 2005 |    |    |    |    | 1  |    |    |    | 1 |   |    |    | 1  |   |   |  |
|                    | C | 『社会啓発資料20 じんけん ながさき』                               | 2011 | 1  |    |    |    |    |    |    |    | 1 |   |    |    |    |   |   |  |
| 熊本県                | A | 『平成15年度人権教育推進資料』                                   | 2004 |    |    |    |    |    |    |    | 10 |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | B | 『人権教育推進資料平成22年度』                                   | 2010 |    | 1  | 1  | 1  |    |    |    |    |   |   |    |    | 1  |   | 1 |  |
|                    | C | 『拉致問題に関する学習指導資料～DVDアニメ「めぐみ」の視聴を通して』                | 2010 |    |    |    |    |    |    |    |    |   |   |    |    |    | 5 |   |  |
|                    | D | 『人権教育推進資料平成24年度』                                   | 2012 |    |    | 1  | 1  | 2  |    |    |    |   |   |    |    | 1  |   |   |  |
| 熊本市                | A | 『参加体験型人権学習指導案集 男女平等教育・子どもの人権』                      | 2004 | 8  | 4  |    |    |    |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | B | 同 高齢者の人権・障害者の人権                                    | 2005 |    |    | 6  | 5  |    |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 宮崎県                | A | 『人権教育ハンドブック－中学校・高等学校編－』                            | 2009 |    |    |    | 1  |    |    |    | 1  | 1 |   |    |    |    |   |   |  |
| 鹿児島県 <sup>18</sup> | A | 『人権教育指導資料 平成17年度 1年次とりまとめ』                         | 2006 |    |    | 3  | 2  | 1  |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | B | 『実践例集 仲間づくり編』                                      | 2008 |    |    |    | 3  | 2  |    |    |    | 1 |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | C | 同 男女平等教育編                                          | 2009 | 6  |    |    |    |    |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    | D | 同 参加型学習篇                                           | 2010 | 1  |    |    | 1  |    |    |    |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|                    |   |                                                    |      | 84 | 60 | 50 | 78 | 83 | 16 | 50 | 52 | 1 | 8 | 39 | 13 | 9  |   |   |  |

#### 4. 人権課題に関する指導例示の分類と考察

下記に、表2に示した数字に該当する指導例示の主題を、「主題名」([学校種] 教科等・該当頁)の形で示し、主たる学習内容をもとに分類した上で、全体的な特色と傾向を考察したい<sup>19</sup>。

##### 4.1 「女性」に関する人権課題を主題とする指導例示

###### 4.1.1 家庭における性的役割分業について考えさせる指導例示

「わたしと家族生活 (男女平等)」([埼玉A] [中] 家庭21), 「親子で遊ぼう『ふれあい楽しいな 子育ては楽しいな』」([埼玉D] [幼] 12), 「わたしにできることをやってみよう～マイサラダをつくろう」([埼玉D] [小] 家庭23), 「家庭内の男女共同参画とは」([埼玉D] [中] 技家31), 「ジェンダーに気づこう! (男女の役割)」([埼玉C]

[高] 総合225)、「もっと工夫しよう家庭の仕事」(【東京B】[小] 家庭37)、「育児は誰がするのかな～育児休業をとったお父さんの話～」(【鳥取B】[中] 道徳5)、「だいすきだよ」(【鳥取A】[小] 生活9)、「助け合う家族」(【鳥取A】[小] 道徳21)、「どのように生活しているのかな」(【鳥取A】[小] 家庭37)、「みんなでたすけあうっていいね」(【高知D】[小] 13)、「子育てについて考えよう」(【高知D】[中高] 47)、「育児休業制度をめぐって」(【高知B】11)、「家の仕事 いっしょにしようか」(【熊本市A】[小] 道徳21)、「家族と家の仕事」(【熊本市A】[小] 学活31)、「子育ては誰の仕事」(【熊本市A】[中] 学活35)。

#### 4.1.2 学校における性的役割分業について考えさせる指導例示

「男の子も女の子も一緒に遊んでもっと楽しい」(【埼玉D】[幼] 14)、「みんないいところいっぱい」(【埼玉D】[小] 学活18)、「正しい異性理解と人格の尊重」(【埼玉D】[中] 道徳33)、「男女が協力し、自分らしく生きるために」(【埼玉D】[中] 学活36)、「生活単元学習」(【埼玉D】[特支] [中] 53)、「みんな仲良し」(【京都A】[小] 34)、「『女らしさ』と『男らしさ』について」(【和歌山A】[小] 15)、「『自分らしさ』を大切に(ジェンダー)」(【和歌山A】[小] 19)、「わたしをしょうかいします」(【鳥取A】[小] 学活7)、「おたがいをみとめあって」(【鳥取A】[小] 学活13)、「一人一人を大切にするために」(【鳥取A】[小] 学活25)、「マイブランドTシャツ」(【高知D】[小] 11)、「雨の日ものがたり」(【高知D】[小] 8)、「『できるの木』をつくってみよう あなたはなにができる?」(【高知D】[小] 22)、「私のランドセルなに色?」(【高知D】[小] 28)、「女らしさ、男らしさってなんだろう?」(【高知D】[中高] 57)、「女の子だから 男の子だから」(【熊本市A】[小] 道徳17)、「どっちがするの どっちがいいの」(【鹿児島C】[小] 学活11)、「『男らしく』『女らしく』って?」(【鹿児島C】[小] 道徳18)、「『三つの教え』と『学級』を考える」(【鹿児島C】[小] 学活23)、「自分らしさってなんだろう」(【鹿児島C】[中] 学活・道徳・総合32)。

#### 4.1.3 社会における男女共同参画について考える例示

「女性(男女共同参画)」(【群馬B】[高] HR4)、「小説『こころ』(性的役割分業)」(【埼玉A】[高] 現代文63)、「うけつぐ地域の文化」(【埼玉D】[小] 道徳20)、「わたしたちのくらしと日本国憲法」(【埼玉D】[小] 社会25)、「男女共同参画社会の実現のために」(【埼玉D】[中] 社会39)、「性別にかかわらず能力と個性が発揮できる活力ある社会を目指して」(【埼玉D】[高] HR45)、「法の下での平等と男女共同参画社会の実現」(【埼玉D】[高] 公民48)、「ちがいのちがいの～男女共同参画社会について考える～」(埼玉C [中] 学活219)、「真理愛、真実の追求、理想の実現(荻野吟子)」(【埼玉B】[中] 道徳58)、「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」(【東京A】[中] 社会37)、「我が国における女性の地位の向上」(【東京C】[高] 日史B37)、「男女の協力と将来の夢」(【東京D】[小] 学活37)、「異性についての正しい理解と人格の尊重」(【東京E】[中] 道徳37)、「私にふさわしい職業って?」(【神奈川】[中] 学活46)、「ともにつくる社会をめざして(男女共同参画社会)」(【三重】41)、「トンネルと女性記者(ジェンダー)」(【和歌山A】[中] 19)、「男女共同参画社会の実現に向けて」(【京都B】[中] 49)、「なんでもなれるよ! 女の子男の子」(【岡山B】[小] 学活16)、「自分らしい働き方をしよう」(【岡山B】[中] 社会・学活53)、「自分らしさを求めて」(【鳥取A】[小] 学活27)、「わたしたちの生活と政治～“街の男女共同参画ウォッチング”を通して～」(【鳥取A】[小] 社会42)、「世界の中の日本」(【鳥取A】[小] 社会45)、「情報を読み解く力を身につけよう」(【鳥取B】[中] 学活3)、「生き甲斐の場を考える」(【鳥取B】[中] 学活13)、「人権と共生社会～世界女性会議と日韓女性友好交流事業～」(【鳥取B】[中] 社会19)、「職業生活と社会参加」(【鳥取B】[高] 現社31)、「生活を支える仕事と生活時間」(【鳥取B】[高] 家庭総合37)、「女性の職業継続の課題」(【鳥取B】[高] HR41)、「いろんな仕事があるんだね」(【高知D】[小] 17)、「女も苦労男も苦労」(【高知D】[中高] 31)、「ちがいのちがいの」(【高知D】[中高] 35)、「リーダーに求められるもの」(【高知D】[中高] 39)、「私の住むまち」(【高知D】[中高] 54)、「女性に関する課題」(【香川C】[高] 6)、「女性差別について考える」(【佐賀B】[高] 現社61)、「あなたも演出家?!」(【長崎C】[小中高] 19)「性別にかかわらず 職業を選ぼう」(【熊本市A】[小] 学活26)、「女性がつらいか 男性がつらいか」(【熊本市A】[中] 学活38)、「男女共同参画社会実現をテーマにした簡単なポスターをつくろう」(【熊本市A】[中] 学活41)、「将来どんな仕事がしたいですか」(【熊本市A】[中] 学活45)、「自分の[中]の『思い込み』について考えよう」(【鹿児島C】[中] 学活・道徳・総合27)、「職業選択を考える」(【鹿児島C】[高] 学活・総合46)、「お母さんの仕事」(【鹿児島D】[中高] 56)。

#### 4.1.4 DV等について考えさせる指導例示

「私たちの生きる社会(デートDV)」(【埼玉F】[高] 現社77)、「素敵な人間関係を築くために(DV)」(【京都C】

〔高〕108)、「親密な関係の〔中〕で繰り返される暴力(ドメスティック・バイオレンス)問題を考える」(〔鳥取B〕〔高〕HR25)、「どうするこんなとき(性的虐待)」(〔鳥取A〕〔小〕学活31)。

#### 4.1.5 小括

「女性」に関する人権課題を主題とする指導例示は、「家庭」「学校」「社会」における性的役割分業や男女共同参画社会の意義や進展を理解し促す学習が多くみられ、日常生活の身近な事例と社会的課題との結びつきに気づき学ぶ学習が可能となっている。また、DVやデートDV、性的虐待に関わる指導例示も確認することができる。

### 4.2 「子ども」に関する指導例示

#### 4.2.1 いじめや差別問題に関する指導例示

「こどもたち」(〔群馬B〕〔高〕LHR11)、「卒業文集最後の二行」(〔埼玉F〕〔中〕道徳48)、「いじめのない学級づくり」(〔東京A〕〔小〕学活41)、「だれとでも仲よく」(〔東京C〕〔小〕道徳41)、「ネットいじめ」(〔東京D〕〔全学年〕学活41)、「かけがえのない自分」(〔三重〕28)、「いさむくんだけが」(〔和歌山A〕〔小〕26)、「対立やいじめを解決しよう」(〔滋賀B〕〔中〕40)、「私たちのいじめ撲滅プラン」(〔滋賀D〕〔小中〕30)、「いじめをなくすために」(〔滋賀D〕〔中〕32)、「相手の気持ちを考えて」(〔京都A〕〔小〕30)、「いじめの解決方法について考えよう」(〔京都B〕〔中〕153)、「なくそういじめ」(〔岡山A〕〔小〕道徳・学活9)、「いじめについて考えよう」(〔岡山A〕〔中〕道徳・学活41)、「いじめのない学級を目指して」(〔高知E〕〔小中〕37)、「わたしが見ました」(〔高知E〕〔小中〕43)、「あなたならどうする」(〔高知E〕〔中高〕46)、「いじめをなくすために」(〔高知E〕〔中高〕48)、「お互いを認め、一人一人が大切にされる学級とは いじめについて考えよう」(〔香川B〕〔中〕22)、「子どもに関する課題(いじめ問題)」(〔香川C〕〔高〕11)、「わたしの なまえは よう子です」(〔大分A〕〔小〕道徳・学活・総合5)、「本当の仲間とは」(〔大分A〕〔小〕道徳・学活・総合10)、「今、言わなければ」(〔大分A〕〔中〕道徳・学活・総合18)、「『いじめ』について考える」(〔佐賀B〕〔中〕49)、「ほくのニコニコ戦術〜藤井輝明さんの物語〜」(〔佐賀B〕〔小〕50)、「『いじめ』について考える」(〔佐賀C〕〔中〕49)、「とまどい(いじめ問題)」(〔熊本市A〕〔中〕道徳85)。

#### 4.2.2 児童の権利に関する条約に関する指導例示

「私たちの権利」(〔群馬A〕〔中〕公民41)、「子ども(小さな労働者)」(〔栃木〕〔中〕国語11)、「子ども(マザーテレサ)」(〔栃木〕〔中〕英語53)、「パレスティナ紛争(子ども兵)」(〔埼玉A〕〔高〕世界史A68)、「人権とは(子どもの権利条約)」(〔埼玉C〕〔中〕195)、「愛の日記(エリザベスサンダースホーム)」(〔神奈川〕〔小〕道徳24)、「子どもの権利ってなんだろう」(〔静岡A〕〔小中高〕6)、「(原典「わたし出会い発見」)、「子どもの権利条約を知りましょう」(〔三重〕16)、「子どもの権利条約」(〔和歌山A〕〔小〕29)、「子どもの権利条約」(〔京都B〕〔中〕55)、「子どもの権利条約について知ろう」(〔奈良〕〔小〕27)、「考えよう子どもの権利」(〔奈良〕〔小〕30)、「事例カードを使って深める『子どもの権利条約』」(〔奈良〕〔小〕32)、「保育体験を通して『子どもの権利条約』を考えよう」(〔奈良〕〔中〕34)、「知ってる?子どもの権利」(〔岡山A〕〔小〕総合16)、「必要なもの」(〔高知E〕〔小中〕76)、「『高知県こども条例』について学ぼう1」(〔高知E〕〔小中高〕78)、「『高知県こども条例』について学ぼう2」(〔高知E〕〔小中高〕80)、「権利について学ぼう1」(〔高知E〕〔小中高〕82)、「権利について学ぼう2」(〔高知E〕〔小中高〕82)、「わたしの権利 みんなの権利」(〔高知B〕16)、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)について考えよう」(〔大分A〕〔高〕学活・総合23)、「自分の友だちの権利について考えよう〜『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』から〜」(〔熊本B〕〔小〕学活33)、「わたしたち 子どもの権利」(〔熊本市A〕〔小〕道徳66)、「雲」(〔熊本市A〕〔中〕国語74)、「子どもの権利」(〔熊本市A〕〔中〕学活90)。

#### 4.2.3 児童虐待問題に関する指導例示

「児童虐待について調べよう」(〔東京B〕〔中〕学活41)、「児童虐待防止について考える」(〔東京B〕〔高〕学活41)、「児童虐待」(〔京都C〕〔高〕115)、「子どもの健やかな成長のために」(〔東京E〕〔高〕家庭基礎41)、「どうするこんなとき(性的虐待)」(〔鳥取A〕〔小〕学活31)、「児童虐待を考える」(〔大分A〕〔高〕学活・総合26)、「子どもに関する課題(児童虐待問題)」(〔香川C〕〔高〕14)。

#### 4.2.4 小括

いじめ問題に関する指導例示は、人権教育の学習資料に限らず、生徒指導等において、文部科学省や教育委員会が公的に作成する冊子だけでも相当数が刊行されている。ここでは人権課題としての位置付けが示された指導例示に限定しているが、それでも「いじめ」問題が、人権教育の取り扱い事例として避けて通れない学習課題であることがわかる。他方で、「子どもの権利条約」に関わる指導例示も数多く提供され、「少年兵」「児童労働」など児童の権利に関する条約が対象とする世界的な課題を学ぶ内容も含まれており、興味深い。また、マザーテレサや澤田美喜など歴史的人物に学ぶ学習を確認することができる。

### 4.3 「高齢者」に関する指導例示

#### 4.3.1 高齢者に関する指導例示

「高齢者」(【群馬B】[高] LHR19)、「高齢者(日本の人口の変化と特色)」(【栃木】[中] 地理24)、「長生きと幸せは一致するか～高齢社会を考える～」(【埼玉A】[中] 道徳26)、「高齢者にやさしい社会」(【埼玉A】[高] 現社74)、「ふれ合い 学び合い 助け合い」(【埼玉B】[小] 総合39)、「みんなだいすき」(【埼玉F】[小] 生活33)、「高齢者の心身の特徴と生活」(【東京A】[高] 家庭総合45)、「教えてもらおう花づくり」(【東京B】[幼] 45)、「つたえよう わたしたちの町のこと」(【東京B】[小] 生活45)、「地域から学ぼう」(【東京C】[中] 学活)、「地域を支えている人の話を聞いてみよう」(【東京C】[中] 学活)、「地域の一員として地域行事に参加しよう」(【東京C】[中] 学活45)、「共に生きる」(【東京D】[小] 道徳45)、「基本的人権の保障」(【東京E】[中] 社45)、「嫉妬」(【岐阜A】[高] 古典35)、「世代をこえてともに生きる」(【三重】152)、「手(高齢者)」(【和歌山A】[中] 36)、「出会いを大切に、共に歩む地域交流をめざして(特別養護老人ホーム)」(【滋賀A】[小] 14)、「高齢者の暮らしやすい家、まちをつくろう」(【滋賀B】[小] 18)、「だれもが住みよいまちに」(【滋賀C】[小] 12)、「お年寄りについて考えよう」(【京都A】[小] 224)、「お年寄りへの思いやり」(【京都A】[小] 39)、「高齢者に学ぶ」(【京都B】[中] 59)、「高齢者の人権を尊重する共生社会の実現をめざして」(【京都C】[高] 131)、「こころの花」(【兵庫】[小] 道徳45)、「大好き・ありがとうおじいちゃんおばあちゃん」(【兵庫】[小] 総合46)、「お年寄りと交流会をしよう」(【岡山B】[小] 総合26)、「高齢者」(【岡山B】[高] 福祉・家庭・公民・総合94)、「いきいき高齢社会～こんにちは80歳の私」(【高知F】[小] 26)、「高齢者を取り巻く家族の気持ち」(【高知F】[小] 33)、「支え合い生きていくこと～介護の現場から学ぼう～」(【高知F】[中] 37)、「魅力的なコミュニティに～みんなが生き甲斐を持ち、安心して暮らせる地域に～」(【高知F】[中] 44)、「人生を楽しむ～知識や経験を生かしたボランティア活動の魅力～」(【高知F】[中] 54)、「高齢者の生活や福祉を学ぶ」(【高知F】[高] 65)、「安心して暮らせるまち」(【高知F】[高] 78)、「高齢社会の中で生きる自分の現在と未来」(【高知F】[高] 87)、「シルバーライフ活き生きコーナー」(【高知B】)、「受け継ごう ボランティア活動～高齢者との交流～」(【香川A】[小] 45)、「高齢者疑似体験～高齢者を理解する～」(【香川A】[小] 53)、「高齢者に関する課題」(【香川C】[高] 4)、「スーパーおじいちゃんおばあちゃんを探そう」(【大分A】[小] 道徳・学活・総合32)、「雨の日のみちあんない」(【大分A】[小] 道徳・学活・総合34)、「おばあちゃんはどこ」(【大分A】[小] 道徳・学活・総合37)、「ワークショップで考えよう高齢者問題」(【大分A】[小] 道徳・学活・総合41)、「高齢者に対してどうあれば・・・」(【大分A】[中] 道徳・学活・総合44)、「僕のひいおばあちゃん」(【大分A】[中] 道徳・学活・総合47)、「高齢者について考えよう」(【大分A】[高] 学活・総合52)、「高齢社会における自分の役割」(【大分A】[高] 学活・総合54)、「ものづくりの工夫」(【熊本D】[中] 技術家庭36)、「特別養護老人ホームにおける高齢者との交流」(【熊本B】[高] 総合58)、「ごめんねおばあちゃんおじいちゃん」(【熊本市B】[小] 道徳11)、「おばあちゃんおじいちゃんからわたしたちへ」(【熊本市B】[小] 17)、「木のお皿」(【熊本市B】[小] 道徳21)、「福祉ってなあに」(【熊本市B】[小] 総合26)、「高齢者にとって住みよいまちづくりをめざそう」(【熊本市B】[中] 総合32)、「介護をとおして、高齢者の人権について考えよう」(【熊本市B】[中] 道徳36)、「人生の大先輩こんにちは」(【鹿児島A】[小] 総合10)、「よりよく生きる」(【鹿児島A】[小] 総合12)、「ともにいきよう」(【鹿児島A】[小] 総合14)。

#### 4.3.2 小括

高齢者問題に関する指導例示は、道徳の時間や総合的な学習の時間、学校行事を活用した交流体験、疑似体験、さらにはバリアフリー環境を考える社会的な学習など、多岐にわたって確認することができる。中でも、介護に関わる学習指導例示がみられることに注目したい。他方で、虐待に関わる問題を取り上げた例示が少ないことは、教室での取り扱いが容易でない実際上の問題を反映したものと思われる。

#### 4.4 「障害者」に関する指導例示

##### 4.4.1 障害者問題を考える学習の指導例示

「障害のある人たち」(【群馬B】[高] LHR26), 「障害者 (もうどう犬の訓練)」(【栃木】[小] 国語7), 「障害者そこに僕はいた」(【栃木】[中] 国語9), 「障害者 (スーパーマーケットをたんけんしよう)」(【栃木】[小] 社会13), 「障害者 (ご石の数え方)」(【栃木】[小] 算数37), 「障害者 (もつとまちをしりたいね)」(【栃木】[小] 生活51), 「人権と共生社会」(【埼玉A】[中] 公民3) 「ふれ合い 学び合い 助け合い」(【埼玉B】[小] 総合39), 「障害者の人権について考える」(【埼玉B】[高] 総合88), 「今、わたしのできること」(【埼玉F】[小] 総合36), 「公正・公平」(【東京A】[中] 道徳49), 「支え合って生きる」(【東京B】[小] 国語49), 「共に支えあう社会を目指して」(【東京E】[小] 道49), 「私を知ろう・友達を知ろう (障害のある人の人権)」(【静岡B】[小中高] 30), 「性と遺伝 (色覚異常)」(【岐阜B】[高] 生物32), 「ここであたりまえに暮らしたい」(【三重】52), 「おじいさん気をつけて」(【和歌山A】[小] 41), 「誰も知らない」(【和歌山A】[中] 44), 「ふれあいいっぱい たのしさいっぱい～障害のある人と共に～」(【滋賀A】[小] 10), 「障害のある人たちとの交流を通して自己の生き方を考える」(【滋賀C】[高] 32), 「共生社会の実現に向けて (障害や障害のある人についての正しい理解と認識)」(【京都C】[高] 141), 「障害のある人」(【岡山B】[小] 総合21), 「スポーツ大会をしよう」(【高知C】[小中] 35), 「学校へ行きたいー障害児・者問題と日本国憲法について考えようー」(【高知C】[小中] 46), 「交流で学んだことを生かす」(【高知C】[小中] 70), 「身近なところからー私と障害者と人権ー」(【高知C】[中高] 79), 「街で障害のある人に出会ったら」(【高知C】[中高] 88), 「働く人・場所ー障害者雇用促進法を通して学ぶー」(【高知C】[中高] 93), 「障害者通所施設を訪問しようー障害者との交流ー」(【香川A】[小] 42), 「交流を通して障害者の自立について考えようー福祉体験学習を通してー」(【香川B】[中] 40), 「障害者に関する課題」(【香川C】[高] 19), 「共に生きる」(【福岡A】[小] 総合44), 「自分の力でーのり子の思いー」(【福岡B】[高] 英語10), 「共生社会の実現に向けて (障害者との関わりを通して)」(【福岡B】[中高] 12), 「ことばの重み」(【佐賀B】[中] 53), 「障害者差別について考える授業」(【佐賀B】[高] 現社60), 「『障害者』指導者への決意」(【佐賀C】[高] 52), 「『優先席』について考える人権集会」(【佐賀C】[中] 67), 「はくたちどうしたらいいの・・・？」(【熊本市B】[小] 道徳48), 「折り鶴」(【熊本市B】[中] 道徳61), 「人を区別する普通って何」(【鹿児島B】[中] 学活・道徳・総合32), 「自分の生き方を見つめる」(【鹿児島B】[高] 学活・総合44)。

##### 4.4.2 バリアフリー、ノーマライゼーションに関する学習の指導例示

「ノーマライゼーション社会の実現を目指してー障害者との共生ー」(【埼玉C】[中] 学活99), 「だれもが安心してくらせるまち」(【埼玉C】[小] 学活211), 「バリアフリー社会の実現を目指して」(【埼玉B】[中] 学活65), 「『このころのバリアフリー』を実現するために」(【東京D】[小] 総合49), 「みんなにやさしい学校とは？」(【滋賀B】[小] 16), 「だれもが住みよいまちに」(【滋賀C】[小] 12), 「ノーマライゼーションについて」(【京都B】[中] 263), 「バリアフリーの町づくり」(【兵庫】[中] 総合48), 「ユニバーサルデザイン」(【岡山B】[中] 技家・総合59), 「学校のまわりを探検してみよう！」(【高知C】[小] 11), 「バリアフリーマップづくり」(【高知C】[小中] 57), 「バリアフリーの取材をしよう」(【高知C】[小中] 63), 「心のバリアフリー」(【高知C】[小中] 66), 「トイレデザイナーになる」(【高知C】[中高] 84), 「バリアフリーを目指して」(【高知B】43), 「バリアフリーについて考えよう」(【熊本市B】[小] 学活52), 「ユニバーサルデザインをつくろう」(【熊本市B】[中] 学活57), 「共生社会を築こう」(【宮崎】[中] 社39), 「バリアフリー」(【鹿児島D】[中高] 45)。

##### 4.4.3 体験を通じた学習の指導例示

「障害者 (点字で数学しよう)」(【栃木】[中] 数学40), 「障害者 (点字)」(【栃木】[中] 英語55), 「目隠し散歩」(【静岡A】[小中高] 15), 「体験から学ぼう」(【和歌山B】[小] 51), 「違いを豊かさに」(【滋賀A】[小] 22), 「話そうみんなと」(【京都A】[小] 25), 「体験を通して目の不自由な人の思い出を知ろう」(【高知C】[小] 14), 「手話を体験してみよう」(【高知C】[小] 20), 「体験してみよう！アイマスク・車イス」(【高知C】[小] 23), 「ともに生きるまちづくりを考えようーアイマスク・車イス体験を通してー」(【香川A】[小] 55), 「共生社会を目指して一点字の名刺づくりを通してー」(【香川B】[中] 46), 「共生のまちづくりを考えようー車椅子の体験を通してー」(【香川B】[中] 50), 「手話で歌おう」(【福岡A】[小] 音楽40), 「手ではなそう」(【熊本市B】[小] 学活43), 「よりよく生きる」(【鹿児島A】[小] 総合12), 「ともにいきよう」(【鹿児島A】[小] 総合14)。

#### 4.4.4 特別支援学校、特別支援学級との交流学习に関する指導例示

「特別支援学校との交流」(【東京C】[高]学活49)、「障害のある人と共に生きる」(【滋賀A】[中]24)、「養護学校との交流を通して相互理解を深める」(【滋賀B】[高]30)、「A児といっしょに～障害のある友達かかわる～」(【滋賀C】[幼]6)、「目や耳が不自由なお友達」(【兵庫】[小]総合47)、「特別支援学校との交流及び共同学習」(【岡山B】[高]HR・総合86)、「こんにちは『〇〇学級』のお友だち」(【高知C】[小]5)、「友達を探しに行こう！～交流に向けて～」(【高知C】[小]26)、「スピリッツアート展を開こう～障害児学級の友だちことをもっと知ろう～」(【高知C】[小中]41)、「もっと知りたい、友だちのこと」(【長崎A】[小中]21)、「ものづくりの工夫」(【熊本D】[中]技術家庭36)、「特別支援学校の友だちと仲よくなろう」(【熊本B】[小]総合18)。

#### 4.4.5 特別支援学校における人権教育

「差別や偏見に負けないで、人生を切り開こう」(【埼玉A】[特支]86)、「養護学校と小学校との交流教育～『ふれ合い活動』実施計画」(【鹿児島B】[養] [小]32)。

#### 4.4.6 小括

障害者に関する課題を取り扱う指導例示は、「女性」「同和問題」に次いで確認することができる。その多くは、障害者理解に関わる学習、バリアフリーやノーマライゼーションに関する理解に関する学習など、高齢者に関する学習と重なる内容も少なくない。他方で、手話や点字の学習、疑似体験学習などの例示が数多くみられるのも、障害者に関わる指導例示の特色といえよう。特別支援学級や特別支援学校という、学校内、学校間の関係をふまえた学習が多くみられることも、本人権課題の特色を反映するものといえる。数は少ないが、4.4.5に示した、特別支援学校の側から人権学習の意義や内容を記載した指導例示がみられる点は、[第三次とりまとめ](2008年)をはじめとする公的な文書等で十分に説明されていない現状を考えると、注目に値する例示といって良いように思われる。

### 4.5 「同和問題」に関する指導例示

#### 4.5.1 歴史的学習に関する指導例示

「同和問題」(【群馬B】[高]HR33)、「同和問題(四民平等)」(【栃木】[中]歴史27)、「同和問題(現代社会に残る差別)」(【栃木】[中]公民32)、「徳川家光と江戸幕府」(【埼玉B】[小]社会45)、「百姓の支配」(【埼玉B】[高]日本史92)、「徳川家光と江戸幕府」(【埼玉F】[小]社会40)、「第一次世界大戦とアジア・日本」(【埼玉F】[中]社会54)、「第一次世界大戦とアジア」(【東京C】[中]社会53)、「明治維新と立憲体制の成立」(【東京D】[高]日本史53)、「明治の新しい国づくり」(【東京E】[小]社会53)、「洪染一揆」(【神奈川】[小]社会20)、「身分ごとに異なる生き方(差別された身分)」(【神奈川】[中]社会38)、「江戸時代の身分制度と人々の暮らし」(【長野】[中]社会5)、「村人さえ無事ならば」(【長野】[小]道徳9)、「解体新書」(【長野】[中]社会11)、「洪染一揆」(【長野】[中]社会15)、「解放令」(【中】社会20)、「全国水平社」(【長野】[中]社会23)、「世界の人権確立のあゆみ(日本の人権宣言～人の世に熱と光を～)」(【三重】9)、「江戸時代の社会や文化を支えた人々」(【滋賀D】[小]18)、「被差別部落の歴史」(【京都C】[高]76)、「洪染め一揆～差別を乗り越えようとした人々～」(【岡山B】[小]社会9)、「人の世に熱あれ」(【岡山B】[中]社会・学活・総合47)、「日本の伝統文化を創造した人々」(【高知A】[小]7)、「新しい学問～医学の発展に貢献した人々」(【高知A】[小]11)、「『解放令』発布について考える」(【高知A】[小]17)、「水平社の創立に立ち上がった人々」(【高知A】[小]28)、「中世社会と差別された人々」(【高知A】[中]51)、「差別の中をたくましく生きぬいてきた人々」(【高知A】[中]55)、「新しい学問と民衆文化の誕生」(【高知A】[中]62)、「洪染一揆を闘った人々」(【高知A】[中]66)、「『解放令』に学ぶ」(【高知A】[中]72)、「自由民権運動と被差別部落の人々」(【高知A】[中]76)、「全国水平社～西光万吉の生きざまに学ぶ～」(【高知A】[中]78)、「古代から中世の差別と被差別者の生き方」(【高知A】[高]93)、「江戸時代の社会状況と被差別民の様相」(【高知A】[高]102)、「新しい学問・医学への貢献」(【高知A】[高]113)、「『解放令』～社会問題としての部落問題の成立～」(【高知A】[高]119)、「水平社宣言に学ぶ」(【高知A】[高]123)、「大枝卓の『まなざし』から岡崎精郎の『まなざし』へ」(【高知A】[高]129)、「解体新書ができるまで」(【佐賀A】[小]9)、「光り輝く新しい世の中に～山田孝野次郎～」(【佐賀A】[小]15)、「室町文化」(【佐賀A】[中]21)、「明治時代(解放令)」(【佐賀A】[中]25)、「日本人のケガレ意識」(【佐賀A】[高]8)、「洪染一揆に学ぶ」(【佐賀B】[中]21)、「解放令」(【佐賀C】[中]11)、「水平社宣言」(【佐賀C】[中]14)、「江戸の文化と新しい学問」(【熊本D】[小]社会22)、「第一次世界大戦と日本」(【熊本D】[中]社会30)、「江戸時代の身分と人々の暮らし」(【鹿児島A】[小]社会2)、「幕府の政治と人々の成長」(【鹿児島B】[小]社会25)。

#### 4.5.2 社会的差別等に関する指導例示

「努力する心（同和問題）」（〔埼玉A〕〔中〕道徳32）、「学ぶことの意義と将来の職業」（〔東京A〕〔中〕学活53）、「食肉市場とわたしたちの暮らし」（〔東京B〕〔小〕総合53）、「差別に負けない心」（〔長野〕〔小〕道徳27）、「真新しい教科書」（〔長野〕〔小〕道徳31）、「差別はきつとなくせる（識字運動）」（〔三重〕56）、「差別の中を生きぬいた人々」（〔三重〕72）、「字」（〔小中〕5）、「ふるさと」（〔和歌山A〕〔中高〕37）、「差別は生活の中にある」（〔和歌山A〕〔中高〕9）、「娘の残してくれたもの」（〔和歌山A〕〔中高〕12）、「就職差別の解消を目指して」（〔滋賀A〕〔中〕26）、「我が町の取組から学ぶ部落問題学習」（〔滋賀A〕〔中〕30）、「『教育を受ける権利』を保障するために」（〔滋賀D〕〔中〕31）、「人権を取り戻すための学び」（〔京都B〕〔中〕40）、「同和問題の解決に向けて」（〔京都B〕〔中〕47）、「差別と向き合い、乗り越えるために～結婚差別～」（〔京都C〕〔高〕96）、「地域でともに生きる」（〔大阪〕〔中〕総合・学活・道徳85）、「小学校社会における同和問題学習」（〔大阪〕〔小〕社会118）、「地域でともに生きる」（〔兵庫〕〔中〕総合・学活・道徳85）、「小学校社会における同和問題学習」（〔兵庫〕〔小〕社会118）、「獅子舞が来ないのは」（〔兵庫〕〔中〕道徳50）、「教科書無償運動」（〔高知A〕〔高〕133）、「『識字学級』から学ぶ」（〔高知A〕〔高〕137）、「教科書無償の運動」（〔高知A〕〔小〕37）、「教科書無償運動～団結とつながりの大切さ～」（〔高知A〕〔中〕83）、「『花』～識字学級に学ぶ女性の生きてきた道～」（〔高知A〕〔中〕88）、「同和問題の解決に向けて」（〔高知B〕3）、「差別の解消に向けて 結婚差別について考えよう」（〔香川B〕〔中〕19）、「差別解消への取組について学ぼう～隣保館訪問を通して～」（〔香川B〕〔中〕54）、「同和問題（結婚差別）」（〔香川C〕〔高〕8）、「どうしてよんでくれなかったと？Ⅰ」（〔佐賀B〕〔小〕7）、「どうしてよんでくれなかったと？Ⅱ」（〔佐賀B〕〔小〕学活11）、「教科書無償運動」（〔佐賀C〕〔中〕17）、「苦しみの日々を超えて」（〔佐賀C〕〔高〕21）、「クレヨンはぬすんだのじゃねえ」（〔佐賀D〕〔小〕66）、「お茶くみ当番」（〔佐賀D〕〔小〕75）、「招かれなかったお誕生会」（〔佐賀D〕〔中〕179）、「夕やけがうつくしい」（〔佐賀D〕〔中〕83）、「結婚にみる部落差別」（〔佐賀D〕〔中〕86）、「娘の残してくれたもの」（〔佐賀D〕〔高〕92）、「人にいちばん近いまち～まき子の人権宣言～」（〔長崎A〕〔中〕59）、「STOP THE 就職差別」（〔長崎B〕〔中高〕21）、「就職差別をなくすために」（〔鹿児島B〕〔高〕HR20）

#### 4.5.3 小括

同和問題に関する指導例示は、歴史的な学習と社会的な差別事象に関わる学習として例示されている。歴史的な学習では前近代史に関わる歴史学の成果をふまえた指導内容の改善を解説するものがみえる。また、社会的差別等に関する指導例示では、結婚差別、識字問題など厳しい差別の事実を学ぶ指導例示、教科書無償運動等を取りあげて差別の解消を目指して努力した人々の姿に学ぶ学習の指導例示を確認することができる。

#### 4.6 「アイヌの人々」に関する指導例示

##### 4.6.1 アイヌの人々に関する指導例示

「現代社会と私たちの生活（例 アイヌの人々の人権）」（〔埼玉A〕〔中〕社会8）、「アイヌの文化と差別について」（〔埼玉A〕〔高〕総合95）、「北海道の開拓とアイヌの人々」（〔東京A〕〔高〕日本史57）、「アイヌの伝統・アイヌ文化を学ぼう」（〔東京B〕〔中〕総合57）、「つなげてかさねて」（〔東京C〕〔小〕図工58）、「アイヌの伝統及びアイヌ文化から学ぼう」（〔東京C〕〔小〕総合58）、「明治維新をつくりあげた人々」（〔東京C〕〔小〕社会59）、「幕藩体制の確立」（〔東京D〕〔中〕社会57）、「詩を読む－アイヌの少女、知里幸恵の遺稿から－」（〔東京E〕〔高〕国語57）、「アイヌの人々の暮らしに学ぶ」（〔三重〕142）、「なぜアイヌなのか－その実態と課題－」（〔和歌山A〕〔中〕259）、「少数民族の人権問題を学ぶ～アイヌの人々の文化を通して～」（〔滋賀A〕〔高〕34）、「アイヌ文化に学ぼう」（〔滋賀C〕〔小〕20）、「アイヌの人々」（〔岡山B〕〔中〕社会・総合64）、「アイヌ ネノ アン アイヌ」（〔大分B〕〔小〕道徳63）、「新・共生の時代」（〔長崎A〕〔小中〕103）。

##### 4.6.2 小括

アイヌの人々に関する指導例示は、数としては少ないが、先住民としての歴史や伝統的文化の意義を学ぶ学習、多様な文化を学ぶ学習などを確認することができる。北海道でアイヌの人々に関する学習が積極的に取り組まれていることは自明であろう。教育委員会により人権教育資料として刊行されていないため上記の指導例示にとどまったが、それでも、北海道以外の自治体において指導例示が存在する事実は、日本政府として公式に人権及び人権教育の個別課題として示された意義の少なくないことを示している。

#### 4.7 「外国人」に関する指導例示

##### 4.7.1 相互理解を目的とする指導例示

「異文化との出会い、そして共生を考える（地域の外国人）」（【埼玉A】[中] 総合52）、「社会における外国人との共生」（【埼玉A】[高] 英語78）、「少数派の気持ちは？」（【埼玉F】[中] 学活57）、「地域で生活する外国人ともっと仲良くなろう」（【東京A】[小] 総合61）、「10年後の『国際都市東京』を支える力になろう」（【東京B】[高] 総合61）、「劇をしよう」（【東京C】[保育] 61）、「共に生きる」（【東京E】[小] 総合61）、「あなたは何人？私は〇〇人です（外国人の人権）」（【静岡B】[小中] 28）、「藤野先生」（【岐阜A】[高] 3国語41）、「Easy Japanese（外国人の人権）」（【岐阜B】[高] 外国語37）、「ちがいを豊かさに」（【三重】128）、「わたしのおかあさん」（【和歌山A】[小] 49）、「外国の人となかよくなろう」（【滋賀A】[小] 12）、「違いを豊かさに」（【滋賀A】[小] 22）、「異なる文化の理解からともに生きる社会を考える」（【滋賀B】[高] 8）、「ちがいがあるからおもしろい」（【滋賀C】[小] 18）、「どこに住んでも地球人～みんなで解決 学級の底力」（【滋賀D】[小] 14）、「外国の人と共に暮らそう」（【滋賀D】[中] 36）、「いろいろな国のことを知ろう」（【京都A】[小] 113）、「多文化共生」（【京都B】[中] 67）、「新渡戸の外国人について」（【京都C】[高] 160）、「外国との関わりを知ろう」（【岡山A】[小] 学活・総合25）、「在日外国人」（【岡山A】[中] 社会・道徳・学活55）、「多文化共生はわたしたちの地域から」（【高知B】63）、「外国人に関する課題（国際社会における外国人の人権）」（【香川C】[高] 38）、「外国のかたとあそぼう」（【大分B】[小] 総合・生活・学活5）、「ちがいを越えて」（【大分B】[中] 道徳・学活18）、「外国人をめぐる問題について考えてみよう」（【大分B】[中] 学活・公民22）、「留学生と語ろう」（【大分B】[高] 総合・HR26）、「インターネットで外国人をめぐる問題について考えよう」（【大分B】[高] 情報・地歴公民・総合28）、「バーナガ」（【宮崎】[高] 81）。

##### 4.7.2 外国人差別に関する学習の指導例示

「外国籍の人たち」（【群馬B】[高] LHR42）、「現代日本の労働問題を考える」（【東京D】[高] 現社61）、「在住外国人」（【岡山A】[高] 地歴・公民・HR92）、「お部屋を借りたいのですが 外国人の人権について考えよう」（【香川B】[中] 26）、「ジャパニーズオンリー」（【大分B】[小] 学活15）。

##### 4.7.3 在日韓国・朝鮮人等に関する学習の指導例示

「朝鮮半島と日本」（【三重】114）、「自己をみつめる（韓国名）」（【埼玉B】[中] 道徳70）、「紀州藩政を支えた李貞榮」（【和歌山A】[小中] 52）、「お会いしませんか」（【和歌山A】[中高] 56）、「民族の違いを超えて共に生きる～在日韓国・朝鮮人問題～」（【滋賀A】[高] 32）、「朝鮮半島の文化から学ぶ」（【滋賀B】[中] 22）、「在日韓国・朝鮮人の人権問題の解決に向けて」（【京都B】[中] 70）、「在日韓国・朝鮮人の人権問題の解決に向けて」（【京都C】[高] 176）、「Emi Talk about Korea」（【兵庫】[中] 英語52）、「外国人に関する課題（在日韓国・朝鮮人問題）」（【香川C】[高] 33）、「わかってくれるかな」（【大分B】[小] 道徳・学活12）、「わかりあえる季節」（【長崎A】[中高] 69）、「いちばん近くに」（【長崎A】[小中] 74）。

「中国残留孤児」（【岡山A】[高] 地歴・公民96）。

##### 4.7.4 小括

外国人に関する指導例示では、異文化理解や多文化共生の在り方を考える学習が中心となっているが、就労や住居に関わる問題を取り上げた指導例示も、少ないながら確認することができる。また、在日韓国・朝鮮人に関わる日本との歴史的文化的関係を学ぶ学習例示が多く見られ、中国残留孤児問題を取り上げた指導例示も確認することができる。

#### 4.8 「HIV感染者等・ハンセン病患者・元患者等」に関する指導例示

##### 4.8.1 HIV感染問題に関する指導例示

「HIV感染者の人たち」（【群馬B】[高] HR48）、「正義、公正・公平、差別や偏見のない社会の実現（HIV感染者に対する差別）」（【埼玉A】[中] 道徳38）、「もっと知ろうエイズのこと」（【東京A】[小] 総合65）、「偏見や差別のない社会の実現」（【東京B】[中] 道徳65）、「偏見や差別のない社会の実現」（【東京C】[小] 道徳66）、「HIV感染者への偏見や差別について考えよう」（【東京D】[高] 学活65）、「感染症と予防」（【東京E】[中] 保体65）、「感染症とその予防（HIV感染者）」（【岐阜B】[中] 保健体育18）、「いのち、支え合って（HIV感染者の人権）」（【三重】102）。

「偏見や差別で苦しむ人がいなくなる社会を目指して」(【京都B】[中] 78), 「エイズ患者HIV感染者の人権問題について」(【京都C】[高] 190), 「偏見や差別で苦しむ人がいなくなる社会を目指して」(【京都C】[高] 02), 「エイズ・HIV感染」(【岡山A】[高] 保健体育・HR・総合87), 「レッドリボンからの訴え」(【高知B】54), 「現代社会の問題について考える What Kids Want and Need to Know about AIDS」(【福岡A】84), 「共に生きるということ」(【福岡B】[中] 道徳・社会・学活8), 「わたしの友だちのこと(HIV)」(【大分B】[小] 道徳37), 「川田龍平さんの生き方に学ぶ」(【佐賀B】[中] 55), 「エイズを正しく理解しよう」(【大分B】[小] 学活・保健体育40), 「エイズ患者との共生」(【大分B】[中] 道徳・保健体育・学活45), 「エイズ問題にかかわるNGOの活動を知ろう」(【大分B】[高] HR・保健体育52), 「HIV感染が問いかける」(【長崎A】65)。

#### 4.8.2 ハンセン病問題に関する指導例示

「ハンセン病元患者の人たち」(【群馬B】[高] HR54), 「ハンセン病宿泊問題について」(【群馬A】[中] 道徳52), 「正義、公正・公平、差別や偏見のない社会の実現(ハンセン病問題)」(【埼玉A】[中] 道徳46), 「正義、公正公平、偏見や差別のない社会の実現(小笠原登)」(【埼玉B】[中] 道徳61), 「ふるさとを思わぬ日はないけれど(ハンセン病問題)」(【三重】93), 「ハンセン病患者への差別や偏見とたたかう人々」(【滋賀D】[小] 20), 「ハンセン病」(【岡山A】[小] 総合21), 「ハンセン病を正しく理解するために」(【岡山A】[中] 道徳・学活47), 「ハンセン病療養所入所者の方との交流～人間回復の橋を渡って～」(【岡山C】41), 「人とのふれあいを通して、自分の生き方を見つめようー大島青松園を訪問してー」(【香川A】[小] 47), 「ハンセン病回復者の思いにふれ、自分自身の生き方を見つめようー大島青松園を訪問してー」(【香川B】[中] 36), 「ハンセン病回復者に関する課題」(【香川C】[高] 41), 「どうして学校にきてはいけないのですか(ハンセン病)」(【大分B】[中] 道徳・学活48), 「ハンセン病と人権」(【大分B】[高] HR55), 「ハンセン病(総合的な学習での取り組み)」(【佐賀A】[中] 54), 「差別のない社会の実現のために」(【佐賀A】[中] 道徳55), 「同情は差別。同情はいらない(ハンセン病元患者に関する差別問題)」(【長崎B】[中高] 35), 「団体旅行にぶつかって(ハンセン病元患者の人生)」(【長崎C】[小中高] 23), 「ハンセン病って何?」(【熊本A】[小] 11), 「くらしをよくするためにー菊池恵楓園ー」(【熊本A】[小] 13), 「菊池恵楓園との交流で学ぶ人権の大切さ」(【熊本A】[小] 総合14), 「ハンセン病はどんな病気か」(【熊本A】[中] 27), 「国立療養所菊池恵楓園」(【熊本A】[中] 29), 「ハンセン病回復者の方々の今の声から」(【熊本A】[中] 31), 「菊池恵楓園入所者の方々との交流学習(訪問)」(【熊本A】[中] 総合33), 「ハンセン病とその歴史について」(【熊本A】[高] 43), 「ハンセン病患者等の人権回復への道のりについて」(【熊本A】[高] 45), 「人権共存社会の実現に向けて」(【熊本A】[高] 47), 「私たちにできること(ハンセン病問題)」(【宮崎】[高] 53), 「ハンセン病の歴史に学ぶ」(【鹿児島B】[中高] 学活・総合・公民28)。

#### 4.8.3 小括

感染症に対する偏見や差別を取り上げた指導例示は、文部科学省、厚生労働省、法務省に関わる多くの機関で取り組まれていることもあり、多様な内容の例示を確認することができる。他方で、ハンセン病問題やハンセン病回復者、国立療養所等に居住する方々に対する差別や偏見、社会復帰に関わる指導例示は、自治体の人権教育資料についてみれば、いまだ限定的であるように思われる。

### 4.9 「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」に関する人権課題を主題とする指導例示

#### 4.9.1 刑を終えて出所した人に関する指導事例

「更正を目指す人の支援」(【岡山B】[高] HR103)。

#### 4.9.2 犯罪被害者等に関する指導例示

「犯罪被害者等」(【群馬B】[高] HR59), 「現在の日本の裁判制度」(【東京A】[高] 政治経済69), 「大切な家族」(【東京B】[小] 道徳69), 「人間愛」(【東京C】[中] 道徳69), 「自分の考えを明確にして伝えよう」(【東京D】[小] 国語69), 「司法制度の在り方」(【東京E】[高] 公民69), 「犯罪被害者の人権」(【岡山A】[中] 総合60), 「あなたに何ができますか」(【長崎A】[中高] 73)。

#### 4.9.3 小括

「刑を終えて出所した人」は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(1997年)に「重要課題」と

して示された人権課題の最後に置かれ、「犯罪被害者等」（と次の「インターネットによる人権侵害」）は、「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002年）において新たに加えられた課題である。いずれも日本政府によって位置づけられたものであり、両決定の間に、「犯罪被害者等」と「インターネットによる人権侵害」の人権課題が、新たな社会的権課題として認識されたことが、うかがわれる。

#### 4.10 「インターネットによる人権侵害」に関する指導例示

##### 4.10.1 インターネットによる人権侵害に関する指導例示

「インターネットによる人権侵害」（【群馬B】[高] HR63）、「インターネットによる人権侵害を考える」（【埼玉F】[高] 総合82）、「ルールを守る」（【東京E】[小] 道徳73）、「知っていますか？情報モラル（ネットいじめ）」（【静岡B】[中高] 20）、「情報通信ネットワークの利用」（【岐阜A】[中] 技術28）、「インターネットと人権」（【三重I]58）、「掲示板について考えてみよう」（【滋賀D】[中高] 38）、「携帯電話・インターネットと人権」（【京都B】[中] 181）、「ネット社会における人権」（【京都B】[中] 85）、「情報社会における人権」（【京都C】[高] 10）、「情報と社会」（【京都市】[小] 社会5）、「文字だけじゃ分からない」（【岡山A】[小] 総合29）、「情報モラル」（【岡山A】[中] 社会・学活67）、「ブログ」（【岡山A】[高] 情報・総合106）、「プライバシーの保護」（【岡山B】[中] 学活・総合69）、「インターネット社会と人権侵害」（【香川C】[高] 46）、「相手に気持ちをよく伝えよう」（【愛媛A】[小] 道徳15）、「正しいメールの使い方」（【愛媛A】[中] 学活19）、「インターネットと人権感覚ー掲示板等への書き込みについてー」（【愛媛A】[高] HR23）、「6年間の「思い出発表会」をしよう」（【福岡A】[小] 総合100）、「学校探検での取材上のマナー」（【福岡A】[小] 生活103）、「その情報、本当かな？」（【福岡A】[小] 総合104）、「個人情報について考えよう（情報社会のセキュリティ）」（【福岡A】[小] 総合105）、「インターネットを正しく使おう」（【福岡A】[小] 総合106）、「携帯電話との付き合い方」（【福岡A】[中] 道徳107）、「携帯電話の正しい使い方」（【福岡A】[中] 技術家庭108）、「インターネット社会のよりよいコミュニケーションづくり」（【福岡A】[中] 道徳109）、「インターネット社会のよりよいコミュニケーションづくり」（【福岡A】[中] 道徳110）、「ぶつけられた言葉」（【福岡A】[高] HR112）、「インターネット社会のコミュニケーションのルールとマナー」（【福岡A】[高] 情報115）、「情報を安全に活用するための知識や技術及び情報セキュリティ」（【福岡A】[高] 情報116）、「望ましい情報社会に参画しようとする態度」（【福岡A】[高] 情報117）、「ケータイ・パソコンその使い方で大丈夫？」（【福岡C】[中高]）、「インターネット上の掲示板と人権」（【大分B】[中] 道徳・学活74）、「ネット社会の落とし穴」（【大分B】[高] 情報・HR・総合76）、「ネットいじめへの取り組み」（【佐賀C】[高] 65）、「見えないからこそ（情報化社会）」（【長崎B】[高] 63）、「インターネット社会を考える」（【熊本D】[高] 学活66）、「情報社会と自己責任」（【熊本B】[中] 技術家庭51）。

##### 4.10.2 小活

インターネットにおける人権侵害に関しては、情報機器の活用やマナーに関わる内容から、PCや携帯のメールやサイトを介しての誹謗中傷やいじめ問題に対応する内容の学習が増えてきている。いじめ問題にネットツールの介在する事例が少なくないこと、また、『生徒指導提要』（文部科学省（2010年））において生徒指導と人権教育との関連が示されている事等を考えると、今後とも取り扱いの重要性が増していくものと思われる。

##### 4.11 「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する指導例示

「家族の絆永遠に」（【埼玉E】[小] 道徳）、「ともに生きる（【埼玉E】拉致問題について考えよう）」（【埼玉E】[中] 社会）、「人権と共生社会」（【埼玉F】[中] 社会64）、「家族愛」（【東京D】[中] 道徳73）、「拉致問題」（【愛媛B】[小] 総合）、「拉致問題」（【愛媛B】[中] 道徳）、「拉致問題」（【愛媛B】[高] HR）、「望ましい人間関係の形成」（【熊本C】[小] 学活3）、「家族の絆」（【熊本C】[小] 道徳4）、「望ましい人間関係の確立」（【熊本C】[中] 学活5）、「家族への感謝」（【熊本C】[中] 道徳6）、「望ましい人間関係の確立」（【熊本C】[高] HR7）。

拉致被害者問題に関わる学習の重要性は、政府による基本計画（2002）に追加指定（2011）される以前から、「人権教育・啓発白書」（法務省・文部科学省）に重要な人権課題として記載されてきた。本稿の対象は人権教育の指導資料に位置づけられた例示の数であるが、政府や自治体による冊子・パンフレット等で広く啓発が進められているものと思われる。

#### 4.12 「その他」の人権課題に関する指導例示

その他の人権課題に関する指導例示としては、「多様な性をめぐって」(【岡山B】[高]HR・総合99)、「社会の一人としての在り方生き方を考える(路上生活者)」(【東京B】[高]学活73)、「共に生きるために大切なもの 避難所運営シミュレーション」(【東京C】[高]奉仕76)、「共に生きる(東日本大震災)」(【東京E】[小]総合61)、「震災と人権」(【東京E】77)、「環境(水俣病)」(【栃木】[小]社会15)、「水俣病の学習から」(【滋賀A】[小]18)、「よみがえる水俣市」(【京都市】[高]情報社会18)、「わたしたちにできること～水俣から自分に地域に地球に未来に～」(【熊本B】[小]総合29)、等の指導例示をあげることができる。

「女性」から「北朝鮮当局による拉致問題等」までの、日本政府により人権及び人権教育上の重要課題(「基本計画」(2002)、人権課題(「第三次とりまとめ」(2008))とされた12の課題のほかにも、各自治体、教育委員会の判断によって、「多様な性」「路上生活者」など「人権教育・啓発白書」等に位置づけられてきた人権上の課題を取り上げる指導例示、また、感染症をめぐる差別・偏見では無いが、水俣病患者に対するいわれのない差別や偏見を取り扱う指導例示等は、自治体における人権課題へ取り組みを反映するものと考えてよいように思われる。また、数は少ないが、東日本大震災(2011年3月11日)以降の、人に関わる被害に人権上の問題を見だし、積極的に指導例示として掲載されている点も、公的な機関による指導例示の役割を示すものといえる。

## 5. 成果と課題

本稿では、教育委員会等として公的に刊行し無償で配布される人権教育資料に掲載され、さらに、特定の学校や個人の実践記録を直接引用した指導案ではなく、教育委員会等の責任でモデルとして示された指導案のみを抽出し、このような指導案を「指導例示」と名付け、検討の対象とした。

特定の学校や個人の実践の重要性を軽んじるものでないことは当然であるが、人権教育の課題が、その根拠となる法が政府や自治体等公的機関の役割と責任を明記する点から考えても、このような限定を加えた研究が必要と考えたためである、ご理解いただきたい。

本稿が上記基準を遺漏無く適用できたか、資料収集に重大な不備がないか、個別の指導例示の分類に問題はないか、いうまでもなく、数々の不十分さを認識しての整理・考察である。また、梅野正信(2012)に整理した「協力的」「参加的」「体験的」な学習に関する指導例示であっても、個別的な人権課題の学習であることが明記された指導例示を抽出したつもりであるが、この点でも、批判の余地があると思われる。

以上をふまえた上で、本稿の成果として、以下の5点を、「人権課題」に関わる学習例示の特色と傾向として整理しておきたい。

第一は、教育委員会における人権教育資料の刊行が極めて熱心かつ積極的に取り組まれている事実を確認できたことである。このことは、とりまなおさず、学習指導要領に明記されているわけでない人権に関わる学習が、国際社会、国家、社会からの期待と要請に基づく教育であることを再確認させるものといえよう。

第二に、人権教育に関わり、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」に関わる課題について、家庭、学校、社会、国家、世界へと接続させた多様な学習内容が、発達段階に即して数多く掲載されていること、第三に、同和問題に関わる学習について、歴史的学習と現代社会における差別や偏見の事実に関わる学習が数多く掲載され、差別や偏見を克服してき先人の営みが具体的に記載されている点など、日本における同和教育の長年の成果と実績を反映したものとなっていること、第四に、「外国人」「インターネットによる人権侵害」など、国際化や情報化の進展に対応して、身近な事例から社会、国家、世界的な課題へと結びつけた多彩な指導例示が掲載されていること、第五に、「HIV」「ハンセン病」「水俣病」など病を理由にいわれのない差別や偏見を受けて人生の多くで犠牲を強いられた事例、「犯罪被害者」「震災被害者」のように、犠牲者であるにもかかわらず、なお人権に関わる重大な被害を受け続ける人の存在を学ぶ指導例示が提供されていることなどを、特色と傾向として、指摘しておきたい。

教育委員会における人権教育資料が、日本における人権課題をめぐる問題状況を国民的課題として共有し、解決に向けた素材を公的に提供する役割を果たしていることを、総括的な感想として記し、本稿を閉じることとしたい。

謝辞 本研究のために資料提供いただいた都道府県・市町村教育委員会の皆様に心より感謝申し上げます。

## 引用・参考文献

- (1) 梅野正信「人権教育資料の分析的研究 1 - 『協力的』『参加的』『体験的』な学習を中心とする指導例示の特色と傾向 -」上越教育大学研究紀要第31巻 2012年2月 pp.29-40。(梅野正信(2012年))
- (2) 文部科学省・人権教育の指導方法等に関する調査研究会「人権教育の指導方法等の在り方について [第一次とりまとめ]」(2004年)、「人権教育の指導方法等の在り方について [第二次とりまとめ]」(2006年)、「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」(2008年)。(「第三次とりまとめ」(2008年))
- (3) 文部科学省『生徒指導提要』2008年。
- (4) 国連「人権教育のための世界計画」2004年12月10日。日本は共同提案国(外務省仮訳から引用 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/index.html>)。(「世界計画」(2004年))
- (5) 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について(答申)1999年7月。(「答申」(1999年))
- (6) 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」1997年7月。(「国内行動計画」(1997年))

<sup>1</sup> 下線を付した自治体については各教育委員会公式サイト上に公開された資料を利用した。

<sup>2</sup> 熊本県教育委員会から昨年度の拙稿(梅野正信2012)において資料提供を得たが活用できなかった。お詫びしたい。

<sup>3</sup> 「その他の課題」として「犯罪の被害者やその家族」「少年事件などの加害者本人」「インターネット上の問題」を加えた。

<sup>4</sup> 「我が国固有の重大な人権問題」と記載されている。

<sup>5</sup> 「少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の『和人』との関係において北海道に先住していた民族」と記載されている。

<sup>6</sup> 2011年4月1日閣議決定により「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、学校教育において「児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」と明記された。

<sup>7</sup> 「その他」として「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題」が示されている。

<sup>8</sup> 文部科学省公式サイト <http://www.mext.go.jp/menushotoujinkensankosiryoinindex.htm>

<sup>9</sup> 法務省公式サイト <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken129.html>

<sup>10</sup> 新潟県同和教育研究協議会『生きる I』(小学校低学年用2004年3月), 同小学校中学年用(2003年3月), 同小学校高学年用(2006年3月), 同中学校用(2011年3月), 同高等学校用(2012年3月)

<sup>11</sup> 長野県人権教育指導法研究会の編集。

<sup>12</sup> 大阪府教育センター教育企画部人権教育研究室。

<sup>13</sup> 岡山県教育庁人権教育課。

<sup>14</sup> 高知県教育センター。

<sup>15</sup> 愛媛県教育委員会人権教育課。

<sup>16</sup> 『学校同和教育指導資料』は1997年度に刊行。「女性をめぐる問題」「障害者をめぐる問題」は2002年度に刊行されている。

<sup>17</sup> 佐賀県教育委員会, 佐賀人権・同和教育研究協議会。

<sup>18</sup> 鹿児島県教育庁人権同和教育課。

<sup>19</sup> 該当する情報が記載されていない人権教育指導資料もあるため指導例示の情報記載に差異が生じた。御了承いただきたい。

## Analytic Study on the Municipal Guidebooks of Human Rights Education in Japan (2) —the Features and Tendencies of Teaching Modes for Human Rights issues—

Masanobu UMENO\*

### ABSTRACT

This study analyzed the features and tendencies of the teaching models for the human rights issues on the human rights educational guidebooks by the Board of Education. The human rights educational guidebooks provided many concrete teaching models about the certified human rights issues by the Japanese government, and, recently, reflected the human rights issues, such as abuse, DV, internet human rights violation and foreigners' human rights. And also, in these guidebooks, it is important that written the teaching model for the human rights issues about the victims of the Great East Japan Earthquake. Through this analysis, it is understood that the municipal guidebooks of human rights education play an important role on the content guidance of human rights education.

### KEY WORDS

Human Rights Education

Teacher's Guidebook

Human Rights Issues

---

\* School Education